

【別添2】

本要綱第3条第2項別表第1に定める補助対象経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 補助対象

高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

2 補助内容

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、以下の項目等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

- (1) 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- (2) ゾーニング（区域をわける）の実施
- (3) コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- (4) 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- (5) 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

3 補助要件

1の対象事業所・施設であって、以下の（1）及び（2）の要件に該当する場合とする。

- (1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、前項（1）から（5）を実施した高齢者施設等であること。

※なお、（1）及び（2）については、別添2参考様式のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて県に提出すること。

また、前項（1）～（5）に加え、以下の（6）（7）いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- (6) 令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされていること。また、令和4年4月8日から令和5年3月末日までは、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても要件を満たすものとする。
- (7) 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者（※）が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者（※）が同一日に5人以上いること。

※ 「施設内療養者」は、令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内のものを、同年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内のもの（発症日を含めて10日間）をいう。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快（症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。以下同じ。）後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする。）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

※ 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の場合は、当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。なお、陽性確定に係る検体採取日が令和4年12月末日までの場合は、当該検体採取日を発症日として取り扱って差し支えない。

4 補助の上限額

○令和4年9月30日までに施設内療養者となった者

施設内療養者一人あたり15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。また、3の(6)(7)の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。なお、補助額は別表第3の基準単価の範囲内とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

○令和4年10月1日以降に施設内療養者となった者

施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する（一人あたり最大15万円を補助）。

また、3の(6)(7)の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助）。

5 その他

本補助は、本要綱第3条第2項別表第1に定める補助対象経費の(ア)の①から③に該当する事業所・施設等への補助対象経費とあわせての補助が可能である。